

**改正**

平成23年7月1日要綱第75号

令和5年4月1日要綱第68号

江戸川区地域自立支援協議会設置要綱

(目的)

**第1条** 障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の地域における自立した生活を支えるため、江戸川区（以下「区」という。）の障害福祉に関する方策を協議する場及び医療、保健、福祉、教育、就労等に関係する機関とのネットワークの構築を推進する中核機関として、江戸川区地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

一部改正〔平成23年要綱75号・令和5年68号〕

(所掌事項)

**第2条** 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者等への支援体制の整備に関すること。
- (2) 地域の関係機関との連携体制の構築に関すること。
- (3) 障害福祉計画等の策定、進行管理及び評価に関すること。
- (4) その他障害福祉の推進に関し、江戸川区長（以下「区長」という。）が必要と認めること。

一部改正〔令和5年要綱68号〕

(組織)

**第3条** 協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員30名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 民生・児童委員
- (4) 教育関係者
- (5) 就労支援関係者
- (6) 障害当事者及びその家族
- (7) 障害者団体関係者
- (8) 障害福祉サービス事業者又は相談支援事業者
- (9) 公募区民

- 2 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。  
ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成23年要綱75号・令和5年68号〕

(会長及び副会長)

**第4条** 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。  
3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。  
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。  
3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。  
4 第3条の規定により委嘱された委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。  
5 前項の規定に基づく代理者が出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。  
6 会議は、原則公開とする。ただし、会長が特に支障があると認めるときは、この限りでない。  
7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

一部改正〔平成23年要綱75号〕

(部会)

**第6条** 会長は、第2条に規定する事項のうち、特定の事項を協議するため必要があると認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会の構成及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

**第7条** 協議会の庶務は、福祉部障害者福祉課において処理する。

(守秘義務)

**第8条** 委員及び第5条第4項の規定により協議会に出席した者は、正当な理由なく、会議の内容その他協議会において知り得た情報を漏らしてはならない。

全部改正〔平成23年要綱75号〕

(報償)

**第9条** 委員に対する報償は、別に定めるところにより予算の範囲内で支給する。

追加〔平成23年要綱75号〕

(委任)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

一部改正〔平成23年要綱75号〕

**付 則**

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期については、平成21年3月31日までとする。

**付 則** (平成23年7月1日要綱第75号)

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

**付 則** (令和5年4月1日要綱第68号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。